

兵庫県立松陽高等学校 校則(服装・頭髪について)

令和6年4月1日

1 服装等の規程

服装は、本校指定の制服等を着用しなければならない。

また、制服は、常に美しく着こなさなくてはならない。

事項	男子	女子
制服	ブレザー・スラックス 半袖ポロシャツ 長袖カッターシャツ（ネクタイ）	ブレザー スカート スラックス 半袖ポロシャツ 長袖ブラウス（ネクタイ）
セーター・ベスト	本校指定のセーター・ベストのみ	
通学かばん	本校指定のかばん ※許可のあった部については部指定のかばんを使用してもよい。	
通学靴	本校基準のローファーシューズ（黒） または、運動靴	
校内靴	本校指定の上履き 本校指定の体育館シューズ	
靴下	本校指定の靴下及び、白、黒、紺の無地の靴下 ※11/1～3/31までの期間は、女子については黒のタイツ・パンストを着用してもよい。	

冬季の防寒具とマナー

冬季の防寒具は、華美でなく、また不必要な用具でなければ使用してよい。

なお華美なもの、デザインが奇抜なもの、玩具的要素のあるものなどは禁止している。

(1) 登下校時の防寒用具

・マフラー ・手袋 ・ネックウォーマー ・耳当て ・ニット帽子

(2) 座布団

(3) ひざ掛け

(4) 女子における体操ズボン等の重ね履きについて

登下校を含めて、スカートの下に、長ズボン（体操ズボン等）をはいてはならない。

2 頭髪・服装等の規定

頭髪等については、清楚なものとし、常に高校生としての品位を保ち清潔であること。

1 頭髪

(1) 髪染めや脱色等による人工的な変色の無いようにし、常に生来の髪色を保つこと。

(2) 頭髪が生来茶色系の者は学年の担当者に相談する

2 化粧・装飾品

化粧やまつげパーマ・まつげエクステ・色付きリップ・ネイル・マニキュア、カラーコンタクト、ディファインコンタクトによる装飾やピアス（透明ピアスを含む）・ネックレス・ブレスレット等のアクセサリー類は身につけない。

3 スカートを加工したり、ウエストを巻いたり、裾上げをしてはいけない。

4 校内でスマートフォンを無許可で使用してはいけない。